

奈良県景観条例施行規則及び奈良県土地価格判定委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十一月七日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第二十号

奈良県景観条例施行規則及び奈良県土地価格判定委員会規則の一部を改正する規則

(奈良県景観条例施行規則の一部改正)

第一条 奈良県景観条例施行規則(平成二十一年五月奈良県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

(奈良県土地価格判定委員会規則の一部改正)

第二条 奈良県土地価格判定委員会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和六年十一月八日から施行する。